

発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

くらしの情報 とやま

トピックス

金銭消費貸借における法律ミニ知識……P2

「総額表示方式」がスタートしました！…P3

2004.4.1 No.104

4・5月号

この情報誌は、富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>)でもご覧になれます。くらしの
相談窓口
から

保健師を装った業者から買うことになった体型補正下着

相談 赤ちゃんを産んで、まもなく、「保健所の方から産後のケアに参りました。」と、白衣を着た女性が訪ねて来たので、保健師さんと思い、家に入ってもらいました。赤ちゃんの授乳の仕方や、入浴のさせ方などの話を聞いているうちに、自分の体型の話になり、「この補正下着を身に着けると、元のようにスリムできれいになれる。」と勧められ、訪問販売とわかったが、断りにくくて契約してしまいました。

後で考えると、48万円と高額であり、解約したいが、できるでしょうか。

回答 特定商取引法では、訪問販売の場合、8日間は無条件で解約できるクーリング・オフ制度があります。

本事例は、訪問販売ですから、早速、クーリング・オフ書面の発信を勧め、全面解約することができました。

このように公的機関等の職員を装って販売する手口を、騙り商法と呼んでいます。

特定商取引法では、訪問の際は、販売業者名と何を売のかを明らかにすることを義務付けています。

消費者も、誰が何の目的で訪問したのかを確認するようにしましょう。

その上で、必要のない商品であれば、きっぱり断りましょう。



ダイレクトメールを使った海外宝くじに注意！

最近、海外宝くじが当選したかのような内容のダイレクトメールが届き、消費者から多くの問合せがあります。

海外宝くじは、購入方法、当選確認方法、事業者の連絡先等がわかりにくく、また、いったんトラブルに巻き込まれると、連絡先が海外であるため、解約や被害の回復も非常に難しくなります。

※ 海外宝くじを日本国内で購入することは、刑法第187条で禁止されています。

金銭消費貸借における法律三二知識

かし かり 貸手と借手



事例 離婚し家を出た父が、最近あちこちの消費者金融から借金をして逃げ回っているのか、私のところに業者から「父にかわって借金の返済をせよ」とか「父の所在を教えろ」等としつこく電話がかかってくる。支払いに応じなければならぬでしょうか。
(35歳 会社員 A)

助言 借金は、業者とAさんの父親との契約です。保証人になっていない限り、Aさんには支払義務がありません。金銭消費貸借契約は、貸し手と借り手との間の契約であって、借り手である債務者の家族（親子、兄弟、夫婦）は関係ありません。また、法律上支払義務のない者に対して、必要以上の取立への協力を求めることは禁止されています。なお、仮に債務者が無断であなたを保証人にしても、あなたには保証人としての責任が発生しないのは当然のことです。

保証人と 連帯保証人

事例 友人に、絶対迷惑をかけないからと頼まれ、消費者金融の**連帯保証人**になりました。しかし、友人の支払いが期日に遅れたところ、途端に私の所へ業者から弁済請求がきました。友人には不動産（家）があると云ったのですが、とりあってくれません。
(30歳 自営業 B)

慎重に判断！



助言 あなたが、仮に保証人の場合なら、消費者金融等から借金の返済請求を受けたとき、まず自分より先に債務者に対して請求してほしいと主張できます（**催告の抗弁権**）。友人に不動産があるなど借金返済の資力があり強制執行できることを証明すれば、債務者の財産に対して強制執行するよう求めることができます（**検索の抗弁権**）。

しかし、あなたは**連帯保証人**となったわけですから事情が違ってきます。

連帯保証人は、債務者と同格とみなされます。債権者（業者）が本人ではなくあなたに弁済を求めてきたときは、その支払いを拒むことができず、債務者に代わって支払いに応じなければなりません。**連帯保証人**は、保証人より重い責任を負うこととなります。

連帯保証人を頼まれたときは、親しい人からであっても、慎重に判断することが必要です。

「総額表示方式」がスタートしました！

消費税を含んだ価格

税抜 **9,800円** + 税



10,290円 (税込)

なぜ、「総額表示」が義務付けられたの？

「税抜価格」の表示では、最終的にいくら払えばいいのか分かりにくく、「税抜価格表示」のお店と「税込価格表示」のお店が混在していたときは、価格の比較がしづらい状況でしたが、そのような状況が解消され便利になります。

「総額表示」の対象は？

消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示が対象となっています。

- ・ 値札、商品陳列棚、商品カタログ、商品パッケージなどの価格表示
- ・ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告など

商品単価の表示方法はどうなったの？

商品単価を表示する場合など、最終的な取引価格そのものではありませんが、事実上、その取引価格を表示しているものについても「総額表示義務」の対象となります。

	税抜表示	税込表示
肉の計り売り	100グラム 200円	100グラム 210円
ガソリン	1リットル 100円	1リットル 105円

レシートの表示も変わります。（端数処理の特例措置が適用される場合があります。）

レシート	レシート	レシート
平成16年4月1日(木) 17:18	平成16年4月1日(木) 17:18	平成16年4月1日(木) 17:18
3× 157単 カップラーメン 471	3× 150単 カップラーメン 450	3× 157単 カップラーメン 450
合計 471	小計 450	小計 450
(うち税) 22	税(5%) 22	税(5%) 22
現金お預り 500	合計 500	合計 472
お釣り 29	お釣り 28	(うち税) 22
		現金お預り 500
		お釣り 28

$471 \times 5 / 105 = 22.285714285714285714285714285714$

総額表示に伴う便乗値上げがあるのでは？

消費税の総額表示は、消費者の支払金額の変更を伴うものではありません。しかし、値札や広告で消費税相当額を加えた支払総額が表示されるため、一見、値上げされたような印象を受ける場合もあると思います。

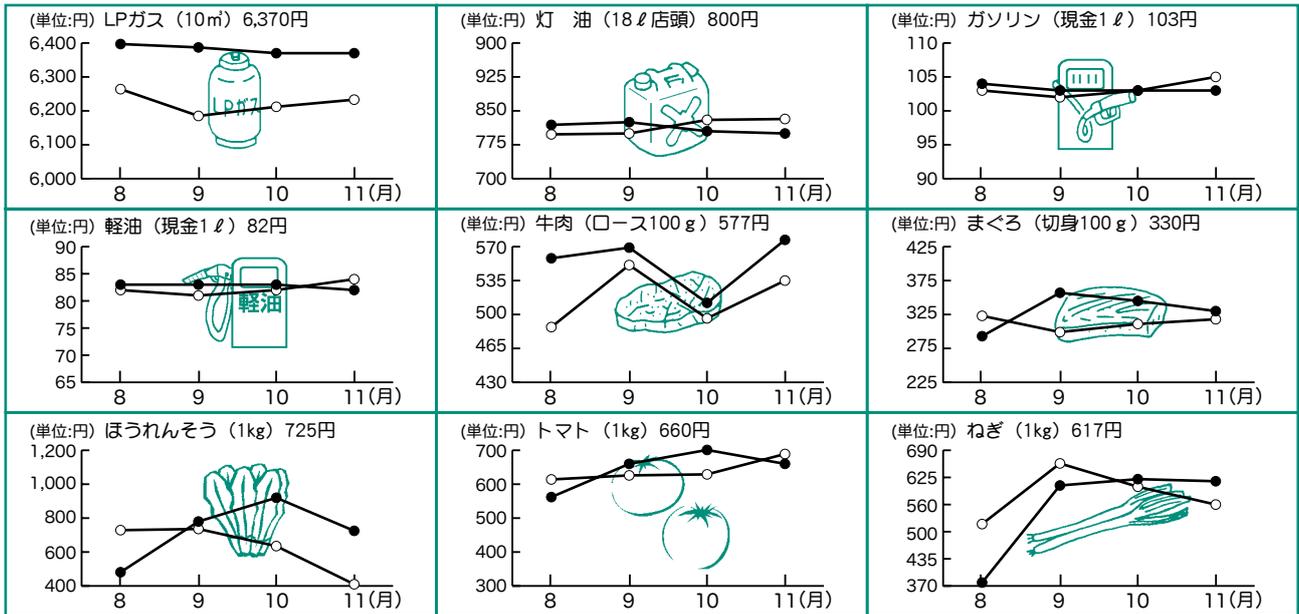
なお、物やサービスの値段は消費税相当額だけではなく、その時々を経済状況や需給関係などによって左右されるものですので、仮に消費税相当額以上に表示価格が変わったとしても、直ちに便乗値上げが行われたとは言えませんので注意が必要です。

消費者が最終的な支払金額で価格を比較することが容易になりますので、賢く商品を選ぶことができます。

くらしの価格

生活必需物資価格動向調査結果(3月分)

金額 平成16年3月調査の価格
 ● 今年の価格(消費税込み)
 ○ 昨年の価格(消費税込み)



この調査は、非定店(店を特定しない)調査ですので、数字は一応の目安としてください。

啓発講座「くらしの相談会」を開催します！

今年度から、県内各地域で消費者被害にあわないための啓発講座「くらしの相談会」を開催します。みなさまのお住まいの地域行事等にあわせて、消費生活に関する講演やアドバイス等を行います。希望される団体の方は、各市町村の消費者行政窓口までお問い合わせ下さい。

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市 ☎076-443-2047	上市町 ☎076-472-1111 (140)	大島町 ☎0766-52-0065 (205)
高岡市 ☎0766-20-1522	立山町 ☎076-463-1121 (261)	城端町 ☎0763-62-1212 (144)
新湊市 ☎0766-82-8236	宇奈月町 ☎0765-65-0211 (244)	平村 ☎0763-66-2131
魚津市 ☎0765-23-1017	入善町 ☎0765-72-1100 (134)	上平村 ☎0763-67-3211 (15)
氷見市 ☎0766-74-8010	朝日町 ☎0765-83-1100 (152)	利賀村 ☎0763-68-2111
滑川市 ☎076-475-2111 (323)	八尾町 ☎076-454-3111 (333)	庄川町 ☎0763-82-1904
黒部市 ☎0765-54-2111 (163)	婦中町 ☎076-465-2111 (244)	井波町 ☎0763-82-7625
砺波市 ☎0763-33-1111 (143)	山田村 ☎076-457-2111	井口村 ☎0763-64-2211
小矢部市 ☎0766-67-1760 (424)	細入村 ☎076-485-9001	福野町 ☎0763-22-1101
大沢野町 ☎076-467-5810	小杉町 ☎0766-56-1511 (1208)	福光町 ☎0763-52-1111 (245)
大山町 ☎076-483-2517	大門町 ☎0766-52-6961	福岡町 ☎0766-64-5333 (1334)
舟橋村 ☎076-464-1121 (21)	下村 ☎0766-59-2101	

●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

☎(076)432-9233(消費生活相談)

☎(076)433-3252(消費者金融相談)

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

●富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する簡単なアドバイスを行っています。

☎(076)432-5690 午前8時30分～午後5時

●富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

☎(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)